多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例について

【条例制定に至る背景】

子ども・若者が抱える社会的な問題(児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート等)が深刻化している状況を受け、国は、子ども・若者育成支援法(平成 21 年法律第 71 号)及びこれを推進するための大綱として、子ども・若者ビジョン(平成 22 年7月)、子供・若者育成支援推進大綱(平成 28 年2月、令和3年4月)を制定した。

本市では、市長所信表明(平成 30 年6月)にて「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」を表明し、その後設置した子ども・若者に関する施策検討懇談会からは「子ども・若者育成支援のための条例制定」を推進すべきとの報告を受けた(令和元年8月)。

第五次総合計画第3期基本計画(令和元年6月)では、「懇談会からの報告を踏まえ、子ども・若者の自立に向けた支援のためのしくみづくりに取り組む」としており、子育で・若者支援推進本部(令和2年1月)にて条例を制定することについて承認され、条例検討を開始した。

【条例の概要】

- ○対象とする子ども・若者の範囲は、おおむね30歳代までの市民とする。
- ○次に掲げる基本理念に基づき、子ども・若者の支援と活躍を推進する。
 - ・子ども・若者の権利の保障
 - ・切れ目のない支援を受けられる環境の整備
 - ・意見表明・まちづくり参画機会の保障
 - ・子ども・若者を含め、様々な主体による相互協力・支援の関係の構築
- ○文体は、「です・ます」を基調とする。
 - ※ 多摩市公用文に関する規程(平成 15 年多摩市訓令甲第8号)第3条(1)により、条例制定のための文書の作成に使う文については「である」を基調とする文体とすることとされているが、この条例の主役である子ども・若者にとってわかりやすい表現とすることを重視し、「です・ます」を基調とする。

【条例検討の経緯】

・令和2年6月 29 日 関係課長級による、多摩市子ども・若者総合支援条例検討庁内委員会(以下、 庁内委員会という。)の設置

・令和2年9月24日 外部委員による、多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会(以下、検討 委員会という。)の設置

・令和2年 12 月 子どもヒアリング(児童館4館、都立永山高等学校にて実施)

・令和2年 | 2 月 | 8 日 若者オンラインワークショップ

・令和3年6月22日 検討委員会から条例素案(委員会案)の報告

・令和3年7月20日 多摩市子育で・若者支援推進本部にて条例(素案)の協議

・令和3年8月~ パブリックコメント(8月5日~9月5日の32日間)

・令和3年8月9日 子ども・若者オンラインワークショップ

・令和3年8月 | | 日 子ども教育常任委員会勉強会にてこれまでの経緯と条例(素案)の説明

・令和3年8月下旬~ 条例(素案)についてのアンケート(8月下旬~9月上旬)

・令和3年8月27日 小中学校長定例会にて条例(素案)の説明

・令和3年9月29日 庁内委員会にて条例(原案)の確認

・令和3年 10 月 12 日 検討委員会にて条例(原案)の確認

・令和3年 10 月 19 日 多摩市子育で・若者支援推進本部にて条例(原案)の協議・決定

・令和3年 10 月 25 日 教育委員会協議会にて条例(原案)の説明

・令和3年 11 月2日 経営会議にて条例(原案)の決定

【今後の予定】

・令和3年 12 月 多摩市議会に条例(原案)を上程

(条例可決後、令和3年12月公布、令和4年4月1日施行予定)